

高山農業振興地域整備計画の見直しについて

1. 計画の位置づけ

農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に基づき、農用地等の保全と確保を図るための計画

2. 見直しの理由

- ・おおむね5年ごとの基礎調査に基づく見直し
- ・第八次総合計画をはじめとする各種計画との整合
- ・農業を取り巻く情勢の変化を計画に反映

3. 見直しのポイント（詳細別紙）

- ・各地区の土地利用の方針を集約し市内を統一して表現
- ・計画全体の項目整理と表現の見直し

4. 今後の予定

- (1) パブリックコメントの実施
- (2) 高山市農業振興地域整備促進協議会への協議
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく公告・縦覧の実施
- (4) 計画の公表